

平成30年度
福島町議会定例会
1月会議議案

説明資料

福島町

平成30年度福島町議会定例会 1月会議議案説明資料 目次

議案 番号	件 名	頁
45	福島町町内会館管理条例の制定について	1
46	平成30年度福島町一般会計補正予算（第7号）	4
	事務事業別説明資料	

議案第46号関係

福島町町内会館管理条例の制定について

1 条例制定の目的について

町内会館は、地域住民の福祉の増進を図るとともに、地域コミュニティ推進活動等の用に供するため各地域に設置しており、その施設の効率的かつ適正な管理運営を図ることを目的に条例を制定するものであります。

なお、今般の町内会館の再編に併せて、新たな条例を制定し、既存の生活館等の管理条例を一つに統合するものであります。

2 管理方法について

管理方法は、従来同様に施設所在町内会へ管理委託することとします。また、町内会館の再編計画により町内会館を二つの町内会で共有する場合は、従来の管理を基本とし、双方の協議によりいずれか一つの町内会へ管理を委託することとします。

3 制定する条例の内容について

- (1) 第1条は、条例制定の趣旨を規定しております。
- (2) 第2条は、管理が必要となる町内会館の名称等を規定しております。
- (3) 第3条は、管理及び運営について規定しております。
- (4) 第4条は、使用及び利用に関する規定を定めております。
- (5) 第5条は、使用の制限を規定しております。
- (6) 第6条は、使用地区の町内会が使用する場合は無料とし、私用に属するもの等の使用料を徴することを規定しております。
- (7) 第7条は、使用料の返還を規定しております。
- (8) 第8条は、賠償の義務を規定しております。
- (9) 第9条は、委任に関する事項を規定しており、この条例施行に必要な事項は別に定めることを規定しております。

4 施行期日について

この条例は、平成31年4月1日から施行します。ただし、宮歌・豊浜町内会の管理については、平成31年2月1日から施行します。

5 廃止となる条例について

- (1) 福島町生活館管理条例
- (2) 福島町母と子の家管理条例
- (3) 福島町コミュニティセンター条例
- (4) 福島町ふれあいセンター設置条例
- (5) 福島町寿の家管理条例

6 施行規則について

町内会館の許可申請や開館時間などを定めるために、以下の規則を制定します。

なお、管理委託料の額については、規則第6条で委託料を年額15,000円とし、消耗品費相当額15,000円を加え、総額30,000円としております。

福島町町内会館管理条例施行規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、福島町町内会館管理条例（平成●●年福島町条例第●●号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（開館時間）

第2条 福島町町内会館管理条例第2条に定める施設（以下「施設」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（使用許可申請）

第3条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ使用許可申請書（別記第1号様式）を町長へ提出しなければならない。ただし、使用許可申請は施設を管理する町内会へ提出することができる。

（使用許可書）

第4条 町長は、前条の規定による申請を許可する場合は、使用許可書（別記第2号様式）を交付するものとする。

（使用料の納付）

第5条 前条の許可を得た者は、条例第6条ただし書きの規定により使用料が

生ずる場合は、すみやかに使用料を納付しなければならない。

(管理委託料)

第6条 町長は施設の管理を町内会へ委託する場合は、委託料を年額15,000円とし、施設内で使用する消耗品相当額の15,000円を加え、総額30,000円とする。

(使用変更等)

第7条 使用者が、許可の内容を変更又は使用の取り消しをしようとするときは、すみやかに町長に届け出なければならない。

(使用者の厳守事項)

第8条 使用者は、条例で定めるほか、次の各号に掲げる事項及び町長の指示する事項を守らなければならない。

- (1)施設を許可なく改造しないこと
- (2)施設・敷地内で、許可なく看板・ポスター等の掲示をしないこと
- (3)所定の場所以外では、火気を使用しないこと
- (4)施設の清潔を保ち、整理整頓に努めること

(内部規定)

第9条 町長は、この規則に定めるもののほか、施設の管理等に関し、必要な内部規定を設けることができる。

附 則

この規則は、平成●●年●●月●●日から施行する。

※様式は省略しております。

■議案第46号関係 平成30年度一般会計補正予算(第7号) 事務事業別説明資料

課 名 総務課

議案 ページ	新 継	民生費 1項：社会福祉費 3目：生活館等管理費	予 算 額		財 源 内 訳	説 明 (事業の目的・主な増減)
			補正前の額	補正後の額		
			1,129	107	107 一般財源	
13	継	生活館等管理費				<p>【事業目的】 生活環境の改善と生活文化の向上のため、生活館の維持管理を図る。</p> <p>【主な増減】 需用費102(消耗品費60、燃料費20、光熱水費22)、役務費5(各種手数料)</p> <p>【事業内容等】 宮歌・豊浜町内会館新設に係る管理運営経費の追加</p>

(単位：千円)

課 名 教育委員会事務局(学校教育)

議案 ページ	新 継	10款：教育費 1項：教育総務費 3目：教育振興費	予 算 額		財 源 内 訳	説 明 (事業の目的・主な増減)
			補正前の額	補正後の額		
			8,700	3,580	3,580 一般財源	
13	継	奨学資金貸付費				<p>【事業目的】 町奨学資金、小笠原奨学資金、花田俊勝奨学金及び町奨学金一時金の貸付をする。</p> <p>【主な増減】 貸付金3,580(奨学資金貸付金)</p> <p>【事業内容等】 奨学資金貸付金(一時金)の予算執行状況により、今後の予算額に不足が見込まれるため。 ・確定分…大学1名 ・見込分…大学2名、短大または専門学校2名</p>

(単位：千円)